

(別紙)

平成20年5月21日付け付議第4号事件

準備書面(7)

平成20年6月24日

電波監理審議会主任審理官 殿

〒104-0061

東京都中央区銀座6丁目5番13号JDB銀座ビル7階
ふじ合同法律事務所(送達場所)

電話番号 03-5568-1616

FAX 03-5568-1617

総務大臣代理人 弁護士 熊谷 明



指定職員

総務省総合通信基盤局電波部長

田中 栄



総務省総合通信基盤局電波部

電波環境課長

杉浦 誠

電波環境課電波環境推進官

鈴木 達也



電波環境課電波監視官

大泉 雅



本件につき、異議申立人らからの書証一式及び証拠説明書の提出をいまだ受けておらず、また、異議申立書記載事項以外の主張はいまだなされていないところであるが、審理が併合されている平成19年付議第1号ないし第4号、第22号、第23号及び平成20年付議第3号事件と同一の証拠が異議申立人らから提出されること及び異議申立人らから同一の主張がなされることを前提として、総務大臣は、以下のとおり答弁及び主張する。

総務大臣は、異議申立ての趣旨に対する答弁及び異議申立ての理由に対する認否について、平成19年5月16日付け付議第2号事件に係る平成19年10月12日付け準備書面(1)を援用する。

総務大臣は、平成19年3月23日付け付議第1号事件、平成19年5月16日付け付議第2号事件、平成19年7月11日付け付議第3号事件、平成19年9月12日付け付議第4号事件、平成19年11月14日付け付議第22号事件及び平成19年12月12日付け付議第23号事件に係る平成20年1月31日付け準備書面(3)、平成19年3月23日付け付議第1号事件、平成19年5月16日付け付議第2号事件、平成19年7月11日付け付議第3号事件、平成19年9月12日付け付議第4号事件、平成19年11月14日付け付議第22号事件及び平成19年12月12日付け付議第23号事件に係る平成20年3月7日付け準備書面(4)、平成19年3月23日付け付議第1号事件、平成19年5月16日付け付議第2号事件、平成19年7月11日付け付議第3号事件、平成19年9月12日付け付議第4号事件、平成19年11月14日付け付議第22号事件、平成19年12月12日付け付議第23号事件及び平成20年3月12日付け付議第3号事件に係る準備書面(5)のⅡ並びに平成19年3月23日付け付議第1号事件、平成19年5月16日付け付議第2号事件、平成19年7月11日付け付議第3号事件、平成19年9月12日付け付議第4号事件、平成19年11月14日付け付議第22号事件、平成19年12月12日付け付議第23号事件及び平成20年3月12日付け付議第3号事件に係る準備書面(6)を援用する。

総務大臣は、右援用した平成19年5月16日付け付議第2号事件に係る平成19年10月12日付け準備書面(1)23ページにおいて「おつて、詳述する。」とした本件PLCに関する型式指定の適法性については、以下のとおり主張する。略称等は、特に断らない限り従前の例による。

第1 異議申立書別紙「広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分」1番の処分について

製造業者等の名称	エム・ティ・アイ株式会社
型式名	EDSP100
指定番号	第 AT-08001 号

- 1 標記機器については、エム・ティ・アイ株式会社より、平成19年12月21日、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙104号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第 46 条第 1 項第 5 号に規定する

- (1) 型式名
- (2) 接続図
- (3) 外観(図面及び写真)
- (4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、同日付けで、関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理したが、添付されていた試験成績書に記載されていた測定のうち、放射妨害波の電界強度の測定方法が平成 18 年総務省告示第 520 号によっていないと認めため、再測定を指示したところ、平成 20 年 1 月 7 日、再測定結果が提出された。

3 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる条件である

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。
- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※

500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

(3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添1のとおり、いずれも適合していると認めた。

4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成20年1月15日付け関通波環第11号により申請者に対して通知するとともに、平成20年3月17日、平成20年総務省告示第126号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第2 異議申立書別紙「広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分」2番の処分について

製造業者等の名称 株式会社プレミネット
 型式名 PLAM2500J Rev.4
 指定番号 第ET-07012号

1 標記機器については、株式会社プレネットより、平成19年10月19日、近畿総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙105号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第46条第1項第5号に規定する

(1) 型式名

(2) 接続図

(3) 外観(図面及び写真)

(4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、同日付けで、近畿総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

3 近畿総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第46条の2第1項第5号に掲げる条件である

(1) 搬送波の周波数が2MHzから30MHzまでの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が2MHzから30MHzまでの間にあるものであること。

(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周波数帯	許容値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周波数帯	許容値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※

500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル
5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周波数帯	許容値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

(3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添2のとおりいずれも適合していると認めた。

4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めるときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成19年12月21日付け近通環第587号により申請者に対して通知するとともに、平成20年3月17日、平成20年総務省告示第126号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

第3 異議申立書別紙「広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分」3番の処分について

製造業者等の名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社
 型式名 BL-PA300
 指定番号 第HT-07005号

1 標記機器については、パナソニックコミュニケーションズ株式会社より、平成19

年 11 月 26 日、九州総合通信局電波監理部電波利用環境課に、総務大臣あての型式指定申請書(乙 106 号証)が提出された。

2 同申請書は、電波法施行規則第 46 条第 1 項第 5 号に規定する

- (1) 型式名
- (2) 接続図
- (3) 外観(図面及び写真)
- (4) 次に掲げる事項の設計値及び測定値

ア 搬送波の周波数(搬送波の変調の方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲)

イ 伝導妨害波の電流及び電圧

ウ 放射妨害波の電界強度

の各事項について漏れなく記載されていた。そこで、平成 19 年 11 月 27 日付けで、九州総合通信局電波監理部電波利用環境課において同申請を受理した。

3 関東総合通信局電波監理部電波利用環境課において、電波法施行規則第 46 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる条件である

(1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次のアからウまでの各表に定める値以下であること。

ア 通信状態における伝導妨害波の電流

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロアンペアを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	36デシベルから26デシベルまで ※	26デシベルから16デシベルまで ※
500kHz以上2MHz以下	26デシベル	16デシベル
2MHzを超え15MHz未満	30デシベル	20デシベル
15MHz以上30MHz以下	20デシベル	10デシベル

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

イ 非通信状態における伝導妨害波の電圧

周 波 数 帯	許 容 値 (1マイクロボルトを0デシベルとする。)	
	準 尖 頭 値	平 均 値
150kHz以上500kHz未満	66デシベルから56デシベルまで ※	56デシベルから46デシベルまで ※
500kHz以上5MHz以下	56デシベル	46デシベル

5MHzを超え30MHz以下	60デシベル	50デシベル
----------------	--------	--------

注 ※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

ウ 放射妨害波の電界強度

周 波 数 帯	許 容 値 (毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)
30MHz以上230MHz以下	30デシベル
230MHzを超え1,000MHz以下	37デシベル

(3) (2)に掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については総務大臣が別に告示したものによること。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

に適合しているか否かを審査したところ、別添3のとおりいずれも適合していると認めた。

4 そこで、電波法施行規則第46条の2第1項の「総務大臣は、前条の規定による申請があった場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めるときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。」との規定に基づき広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定し、同条第2項の「総務大臣は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該指定に係る型式について次に掲げる事項を告示する。」との規定に基づき、平成19年12月14日付け九通環第505号により申請者に対して通知するとともに、平成20年3月17日、平成20年総務省告示第126号により告示を行った。

5 よって、当該機器の型式指定処分は、適法である。

(別添1) (型式名: EDSP100)

(1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

4.48MHz から 28.05MHz までであり、規定の範囲内である。

(2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(三)までの各表(別表略)に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	407.84kHz において準尖頭値	13.62dB μ A (14.07dB)
	407.84kHz において平均値	5.87dB μ A (11.82dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	620.54kHz において準尖頭値	5.39dB μ A (20.61dB)
	620.54kHz において平均値	0.48dB μ A (15.52dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	14.635MHz において準尖頭値	26.80dB μ A (3.20dB)
	14.635MHz において平均値	16.90dB μ A (3.10dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	16.211MHz において準尖頭値	15.29dB μ A (4.71dB)
	18.328MHz において平均値	6.73dB μ A (3.27dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	174.91kHz において準尖頭値	56.69dB μ V (8.03dB)
	326.85kHz において平均値	37.28dB μ V (12.25dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	502.03kHz において準尖頭値	44.75dB μ V (11.25dB)
	614.00kHz において平均値	29.74dB μ V (16.26dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	8.533MHz において準尖頭値	37.10dB μ V (22.90dB)
	8.533MHz において平均値	34.54dB μ V (15.46dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	224.58MHz において垂直偏波	26.81dB μ V/m (3.19dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	899.8MHz において垂直偏波	32.48dB μ V/m (4.52dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

(3) (2)で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

測定条件として、「平成18年10月4日 総務省告示第520号の告示に則」
っている旨が明記されている。

(4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められている。

(5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添2)(型式名: PLAM2500J Rev4)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

4.1MHz から 19.85MHz までであり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の(一)から(三)までの各表(別表略)に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	167kHz において準尖頭値	-3 7dB μ A (38 8dB)
	167kHz において平均値	-10 5dB μ A (35 6dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	1.6075MHz において準尖頭値	-7 9dB μ A (33 9dB)
	1.6075MHz において平均値	-18.2dB μ A (34.2dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	11.600MHz において準尖頭値	26 4dB μ A (3 6dB)
	11.600MHz において平均値	19 0dB μ A (1 0dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	15.150MHz において準尖頭値	10 5dB μ A (9.5dB)
	15.150MHz において平均値	2 4dB μ A (7 6dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	283 88kHz において準尖頭値	29 5dB μ V (31 2dB)
	283 88kHz において平均値	25 5dB μ V (25.2dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	1 990MHz において準尖頭値	31 0dB μ V (25 0dB)
	1 990MHz において平均値	23 6dB μ V (22 4dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	8 005MHz において準尖頭値	27 6dB μ V (32 4dB)
	8 005MHz において平均値	27 0dB μ V (23 0dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	133 387MHz において垂直偏波	26 5dB μ V/m (3 5dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	932 700MHz において垂直偏波	35 6dB μ V/m (1 4dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2)で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

申請者が作成した試験成績表に、測定方法が「平成18年10月4日総務省告示第520号による」旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に取められており、申請者が作成した設計書にも「本設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与える恐れがないような設計としている」旨が明記されている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。

(別添3) (型式名: BL-PA300)

- (1) 搬送波の周波数が 2MHz から 30MHz までの範囲にあり、かつ、搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものは、拡散範囲が 2MHz から 30MHz までの間にあるものであること。

2.07014MHz から 28.0240MHz までであり、規定の範囲内である。

- (2) 伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度は、次の (一) から (三) までの各表 (別表略) に定める値以下であること。

(一) 通信状態における伝導妨害波の電流

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	318.3kHz において準尖頭値	8.6dB μ A (21.2dB)
	318.3kHz において平均値	7.2dB μ A (12.6dB)
500kHz 以上 2MHz 以下	530.7kHz において準尖頭値	3.0dB μ A (23.0dB)
	530.7kHz において平均値	0.3dB μ A (15.7dB)
2MHz を超え 15MHz 未満	14.7690MHz において準尖頭値	24.2dB μ A (5.8dB)
	14.7690MHz において平均値	14.6dB μ A (5.4dB)
15MHz 以上 30MHz 以下	15.9913MHz において準尖頭値	17.1dB μ A (2.9dB)
	15.9913MHz において平均値	6.6dB μ A (3.4dB)

(二) 非通信状態における伝導妨害波の電圧

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

150kHz 以上 500kHz 未満	318.8kHz において準尖頭値	34.2dB μ V (25.5dB)
	318.8kHz において平均値	32.9dB μ V (16.8dB)
500kHz 以上 5MHz 以下	748.1kHz において準尖頭値	29.4dB μ V (26.6dB)
	531.0kHz において平均値	27.3dB μ V (18.7dB)
5MHz を超え 30MHz 以下	14.2773MHz において準尖頭値	20.6dB μ V (39.4dB)
	14.2773MHz において平均値	14.7dB μ V (35.3dB)

(三) 放射妨害波の電界強度

(いずれも、許容値との差が最小である周波数における測定値を示し、括弧内は許容値との差である。)

30MHz 以上 230MHz 以下	199.392MHz において水平偏波	26.8dB μ V/m (3.2dB)
230MHz を超え 1000MHz 以下	398.799MHz において水平偏波	30.0dB μ V/m (7.0dB)

いずれも、規定の許容値以内に収まっている。

- (3) (2) で掲げる伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示するところによること。

試験又は校正を行う能力に関する一般要求事項を規定した国際規格である ISO/IEC 17025 に適合していることを米国 NVLAP 等により認定された測定機関であるパナソニック C C テストラボ株式会社 EMC 技術センターで測定を行った試験成績書が型式指定申請書に添付されており、当該成績書に「電波法施行規則第四十六条の二 五 広帯域電力線搬送通信設備 総務省告示第五百二十号の測定方法により測定」した旨が明記されている。

- (4) その設備の操作に伴って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないこと。

筐体に収められており、取扱説明書にも安全確保のための文言が明記されている。

- (5) 筐体の見やすい箇所に、その装置による通信は屋内においてのみ可能である旨が表示されていること。

表示されている。